

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要

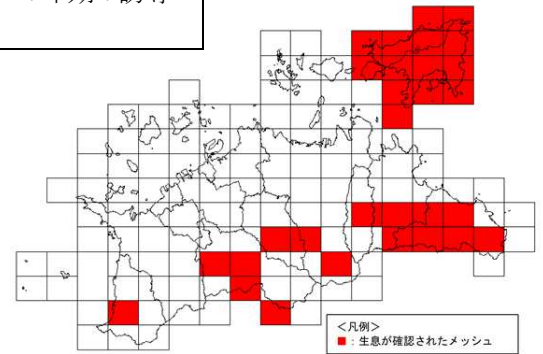
鳥獣の種類	ニホンジカ
計画期間	平成 27 年 5 月 29 日～平成 29 年 3 月 31 日
対象地域	香川県全域
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業被害の防止及び森林植生への被害の防止 ・小豆島においては地域個体群の保全と管理目標頭数への早期の誘導 ・本土部においては生息範囲の拡大の防止

○生息域

- ・小豆島は、全域に分布し、北部と南部で生息密度が高い。
- ・本土部は、讃岐山脈の徳島県境部に分布し、特に東讃地域の生息密度が高い。

○生息状況(平成 24 年度時点)

- ・小豆島地域のシカの生息密度は、捕獲数の拡大にもかかわらず減少していない。
- ・本土部の生息範囲及び頭数は今後増加することが懸念される。



香川県のニホンジカ分布

香川県におけるシカ推定生息頭数と今後の予想

平成 26 年度「甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業」(環境省)

区分	小豆島	本土部
推定自然増加頭数 (90%信頼限界)	505 頭 (279~1,388 頭)	63 頭 (12~617 頭)
推定自然増加率 (90%信頼限界)	13.7% (4.2~29.0%)	28.1% (14.7~44.6%)
推定生息頭数 (90%信頼限界)	3,849 頭 (1,042~21,651 頭)	272 頭 (39~3,118 頭)

※階層バイズ法による推定を実施し、その中央値を示す。

○農林業被害

- ・農業被害は 14.6ha、14,849 千円 (平成 25 年度) で、ほとんどが小豆郡で発生している。
- ・農業被害面積は平成 23 年度以降、ほぼ 14ha と変化がないが、金額は近年増加傾向にある。
- ・林業被害は平成 19 年度以降、面積も金額も漸減の傾向にある。
- ・森林植生への被害のうち、人工林に対する林業被害は 13.1ha、4,617 千円 (平成 25 年度) となっている。

農業被害の推移

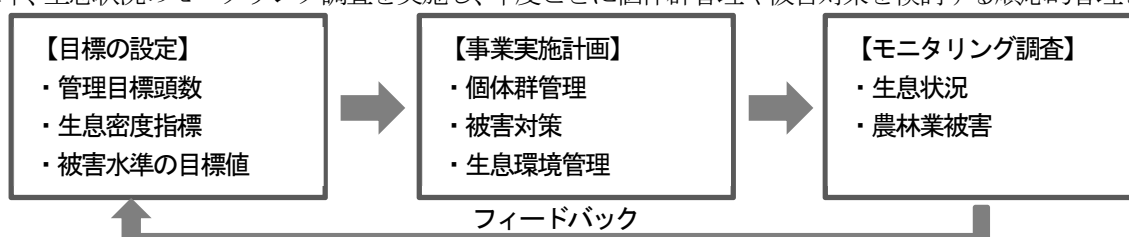
年度	小豆島地域		本土部	
	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
19	32.7	304.8	-	-
20	28.8	199.4	1.0	9.9
21	11.8	230.5	0.8	8.7
22	40.8	642.2	0.8	6.8
23	12.9	1,140.6	0.8	6.0
24	13.0	744.8	0.9	4.7
25	14.2	1,477.6	0.4	7.3

林業被害の推移

年度	小豆島地域		本土部	
	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
19	30.4	501.1	-	-
20	24.6	1023.5	-	-
21	15.2	534.8	-	-
22	14.6	734	-	-
23	13.9	487	-	-
24	11.3	475.4	-	-
25	13.1	461.7	-	-

○適正管理の基本的な考え方

- ・毎年、生息状況のモニタリング調査を実施し、年度ごとに個体群管理や被害対策を検討する順応的管理を実施する。



○具体的な管理目標

個体群管理目標	内容
※ ² 小豆島	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ※¹平成35年度までに生息頭数1,000頭以下に減少させるため、計画期間内においては、より積極的に捕獲を推進する。 ▶生息密度指標 33.2頭/km² ⇒ 平成35年度8.6頭/km² ✓ 目標生息頭数に達した時点で、その後の目標の再検討を行う。最終的な目標生息頭数は500頭とする。 ▶ 生息密度指標 平成35年度8.6頭/km² ⇒ 4.3頭/km²
※ ³ 本土部	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生息頭数については「現状の水準」を維持するものとする。 ▶ 生息密度指標 0.36頭/km²

※¹ 目標年度は、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（環境省・農林水産省）」における当面の目標年度とする。

※² 小豆島の森林面積を11,603haとし、森林面積1km²当たりのシカの生息頭数を管理目標として生息密度指標を設定した。

※³ 本土部の森林面積75,865haとし、現状の生息頭数を、「甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業」における平成24年度末の推定生息頭数の中央値として管理目標としての生息密度指標を設定した。

※⁴ 森林面積は平成26年3月31日現在（香川県森林審議会資料）

被害対策管理目標	内容
小豆島	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 鳥獣被害対策実施隊を活用して、被害が恒常的に発生している集落を※現状から年間約10%減少させる
本土部	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 鳥獣被害が発生している全市町で鳥獣被害対策実施隊を設置して、シカの被害が発生している集落の拡大を防止する。

※ 平成26年度の被害集落数を基準とする。

○個体群管理

・狩猟

小豆島：小豆島においては、地域個体群の保全と安全確保のため、有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理を実施するものとし、捕獲禁止措置を継続する。

本土部：狩猟期間中の捕獲を促進するため、狩猟期間の延長、捕獲頭数制限の解除等の規制緩和を実施する。

・有害鳥獣捕獲

小豆島：鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき設置した「※²鳥獣被害対策実施隊」による有害鳥獣捕獲を、島内全域で通年、積極的に実施。

※² 鳥獣被害防止特別措置法第9条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

本土部：生息範囲が拡大しているおそれがある地域について、各市町は集中的に有害鳥獣捕獲を推進。

・指定管理鳥獣捕獲等事業（シカの数の調整を目的とした捕獲）

県は、市町の要請に基づき、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

・「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

県及び市町は、※³法人に対する許可については「補助者制度」を活用する等、捕獲体制の確立に努める。

※³ 鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。

○被害対策

・侵入防止柵等の普及

集落柵のほか、必要に応じ個別柵を組み合わせるなど、効果的な方法を選択し、設置するほか、緩衝帯の整備を推進する。

・地域一体となった防除体制の推進

市町は、「※⁴鳥獣被害対策実施隊」に前述の「補助者制度」を活用するなど、狩猟者以外の地域住民の防除への参加を促し、適切な役割分担のもと防除体制を構築する。

※⁴ 鳥獣被害防止特別措置法第9条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施。

○モニタリング調査

・生息状況調査

糞塊密度調査、出猟カレンダー調査、捕獲状況調査等を行い、生息密度指標の変化を把握する。

・農林業被害調査

農業被害の発生や増減を把握。得られたデータは、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料として活用する。被害林分を対象に調査を実施し、被害面積と被害金額を把握。本土部は、生息範囲の拡大についてもモニタリングする。